

筑北村 住宅耐震化緊急促進 アクションプログラム

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

筑北村

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化を緊急に促進するため、住宅の所有者または、居住者（以下「所有者等」という。）に対して広報活動を行うことにより、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、「筑北村地域防災計画」第1章「災害予防計画」第1節の

2 地震に強いむらづくり、イ 建築物等の安全化に基づき策定する。

3 対象地域

アクションプログラムの対象区域は、筑北村全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に新築工事に着手した住宅（長屋、共同住宅、及び賃貸住宅を除く）とする。

5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。

6 広報活動

住宅の所有者等に対して、耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、毎年、年度初め（4月下旬）に行われる区長会議にて、補助金等についての説明を行うとともに、5月及び1月に発刊する広報誌「ホットスポットちくほく」に耐震改修事業等の記事を掲載し各戸に配布する。

7 連帯・相談体制の整備

アクションプログラムを総合的に推進するため、村は、県、一般社団法人長野県建築士事務所協会及び地域団体等と連帯し、建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修工事を実施できるよう、講習会の開催、建築士の派遣、建築士及び改修業者のリスト公表など連帯・相談体制を整備する。

8 普及啓発活動

広報誌「ホットスポットちくほく」への掲載と併せて、村のホームページを活用した普及啓発のほか、県と連帯した、講習会、説明会の開催やチラシの配布及び建築士や改修業者のリストの公表などの啓発活動を毎年全戸対象に実施する。

9 実績の公表

耐震診断実施件数及び耐震改修実施件数を、筑北村のホームページまたは、普及啓発用の資料等により公表する。